

障がい者を虐待から守りましょう

●「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」ってなに？

平成24年10月1日から施行されている法律で、障がい者の当たり前の生活を守る法律です。対象となる障がい者は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。障害者手帳を取得していない人や18歳未満の人も対象となります。



障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による障がい者虐待	障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待
障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待	障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所で働いている職員による虐待
使用者による障がい者虐待	障がい者を雇って働かせる事業主などによる虐待

●障がい者虐待の例

身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由がなく身動きが取れない状態にすること。

(例) 殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める、不要な薬を飲ませる など

性的虐待

障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

(例) 裸にする、性交、キスをする、障がい者にわいせつな話をする など

心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

(例) 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する など

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

(例) 十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる など

経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

(例) 年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う など

虐待に気づいたら、すみやかに通報をお願いします!!

障がい者虐待に気づいた人には、町の福祉課への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

●お問い合わせ先(通報先)……………福祉課 ☎62-3436